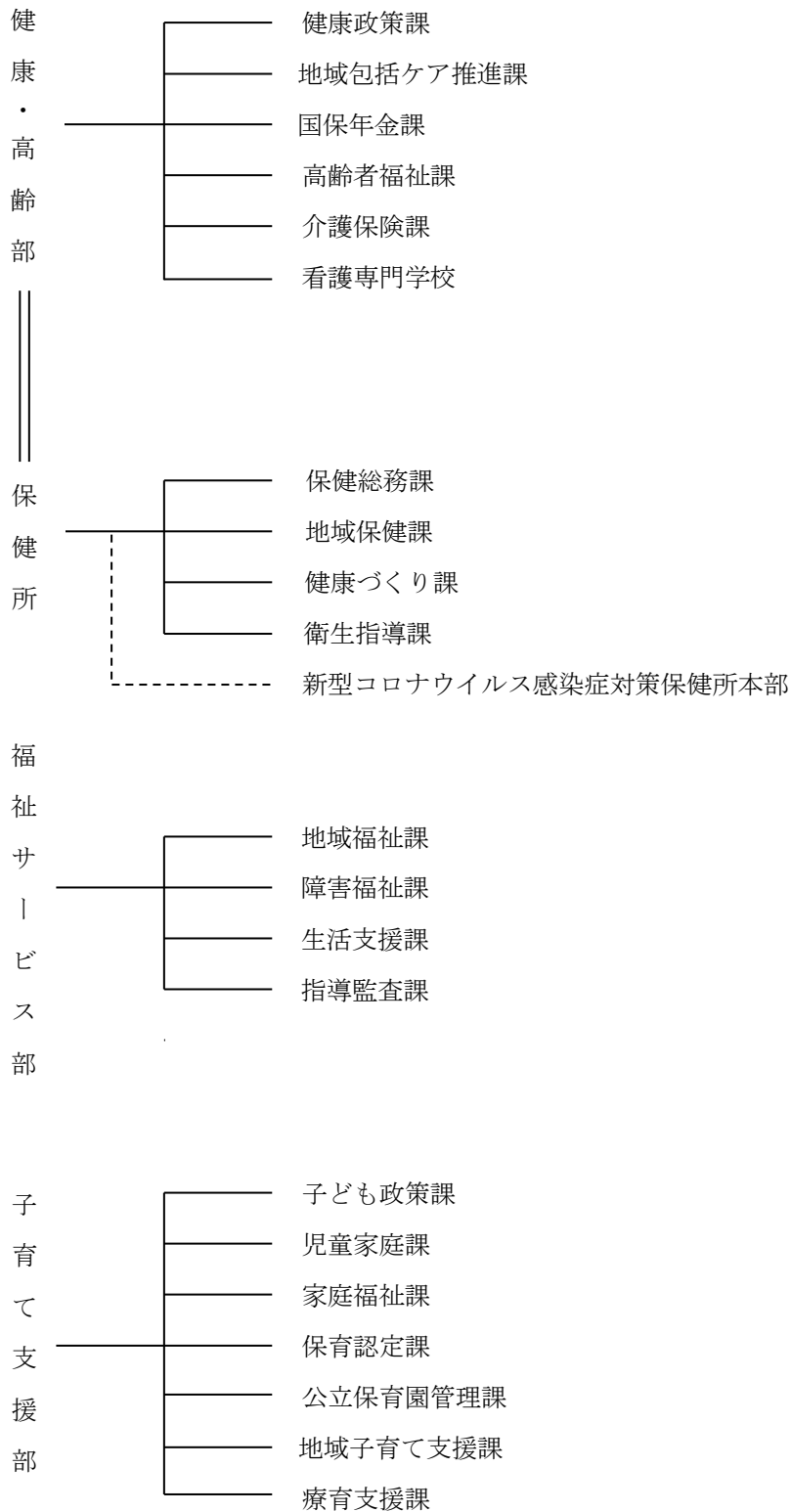


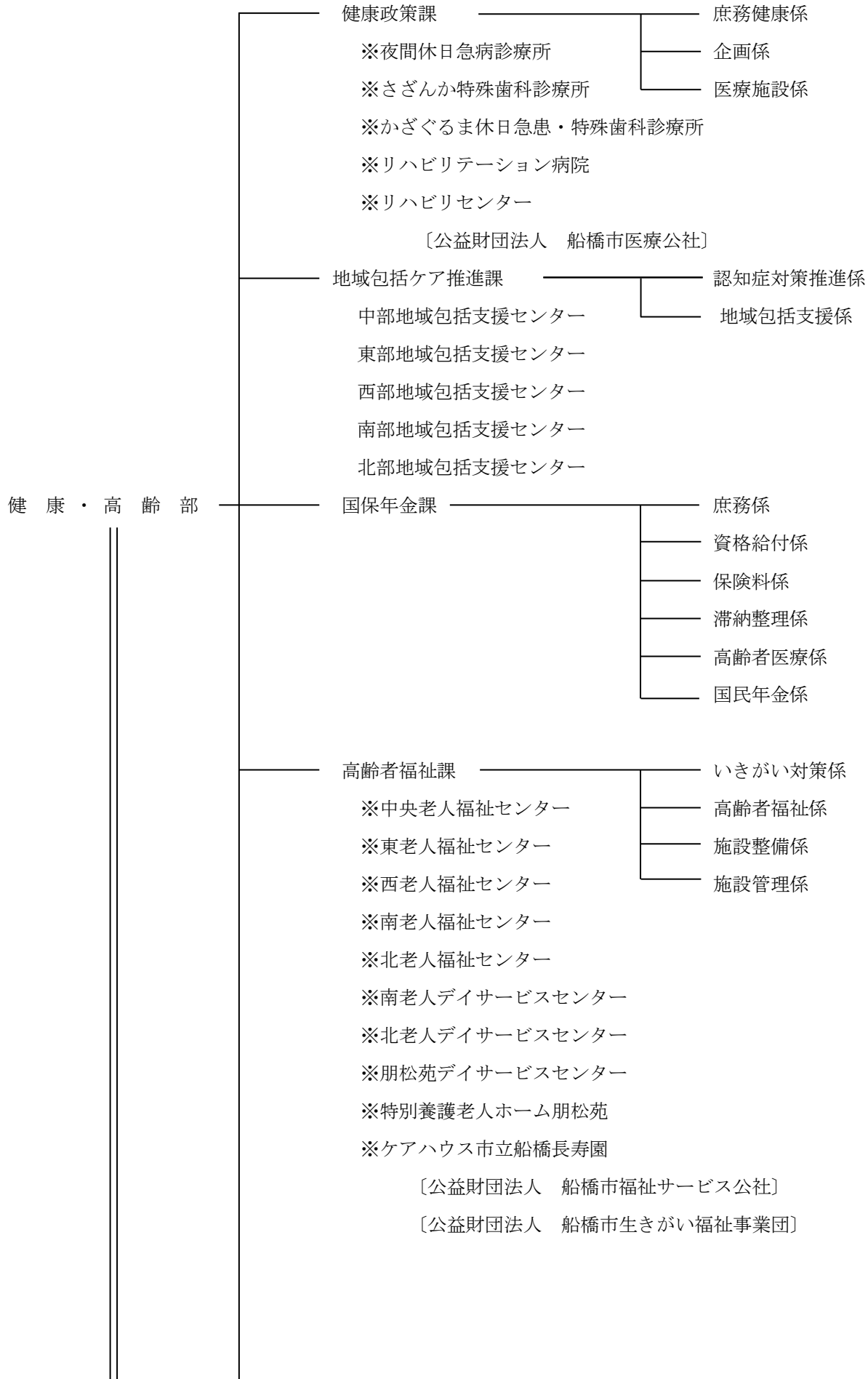
# 健康福祉局組織図

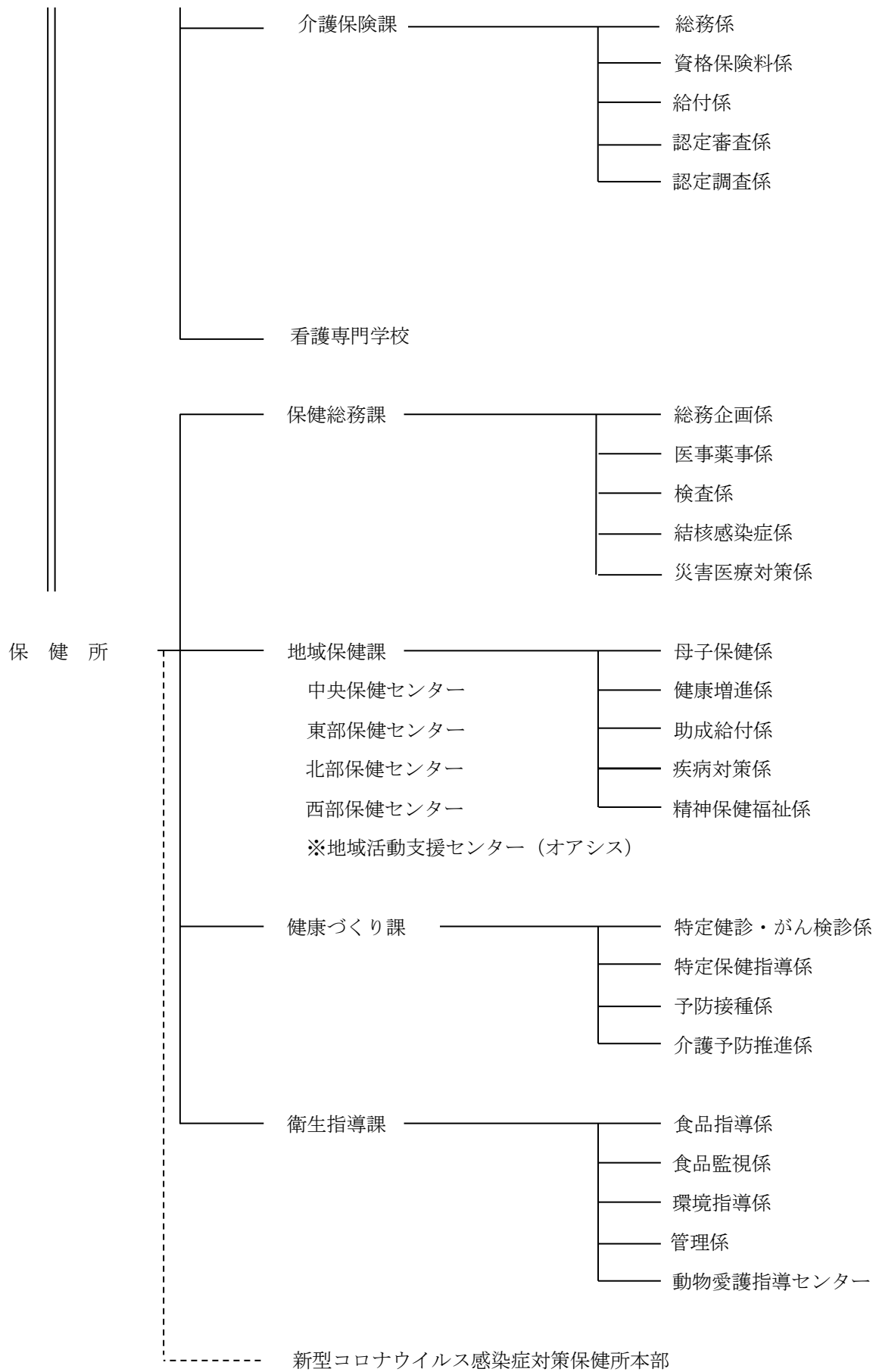
令和4年4月1日現在



# 健康・高齢部

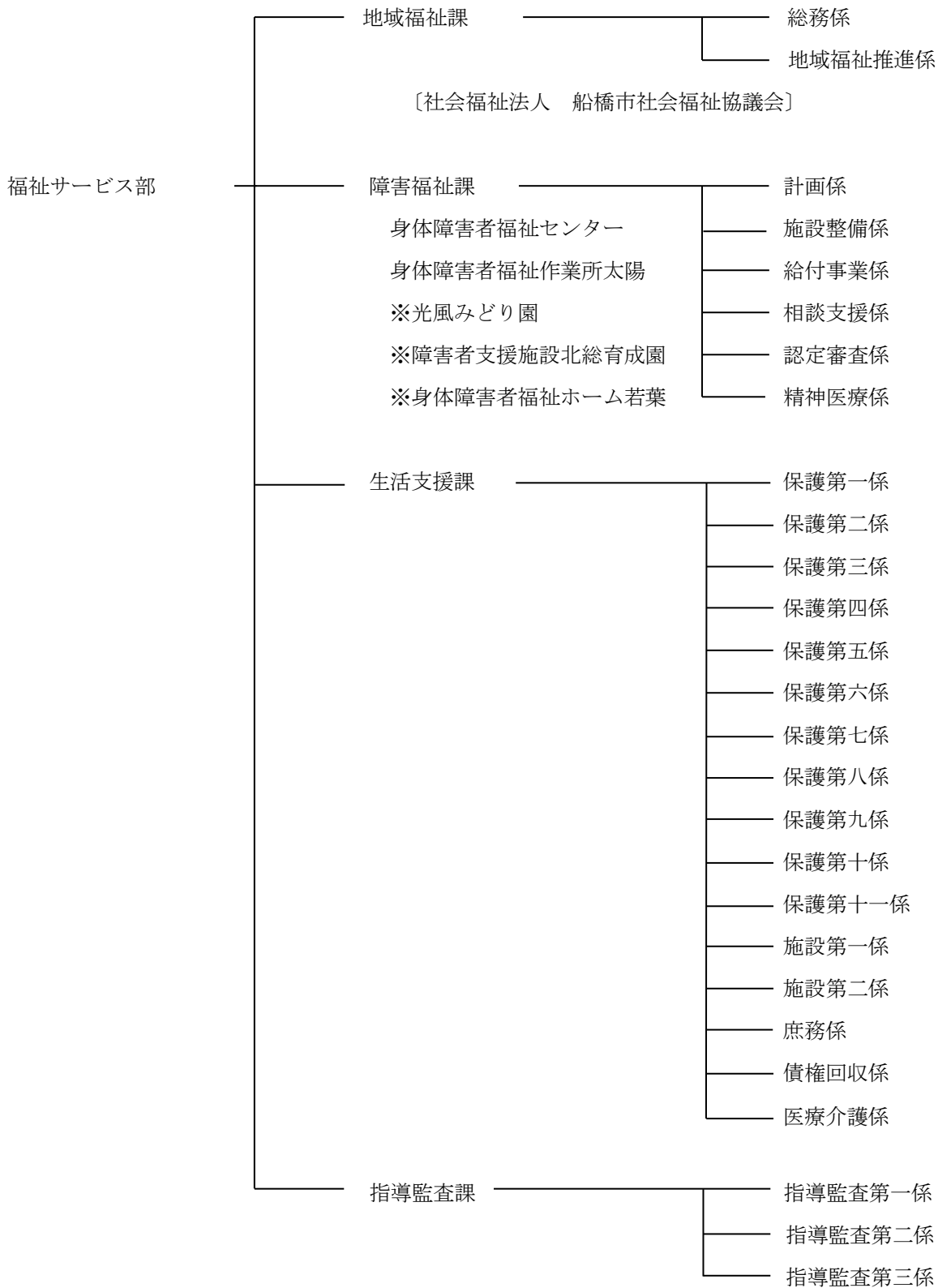
(※は指定管理者制度導入施設)



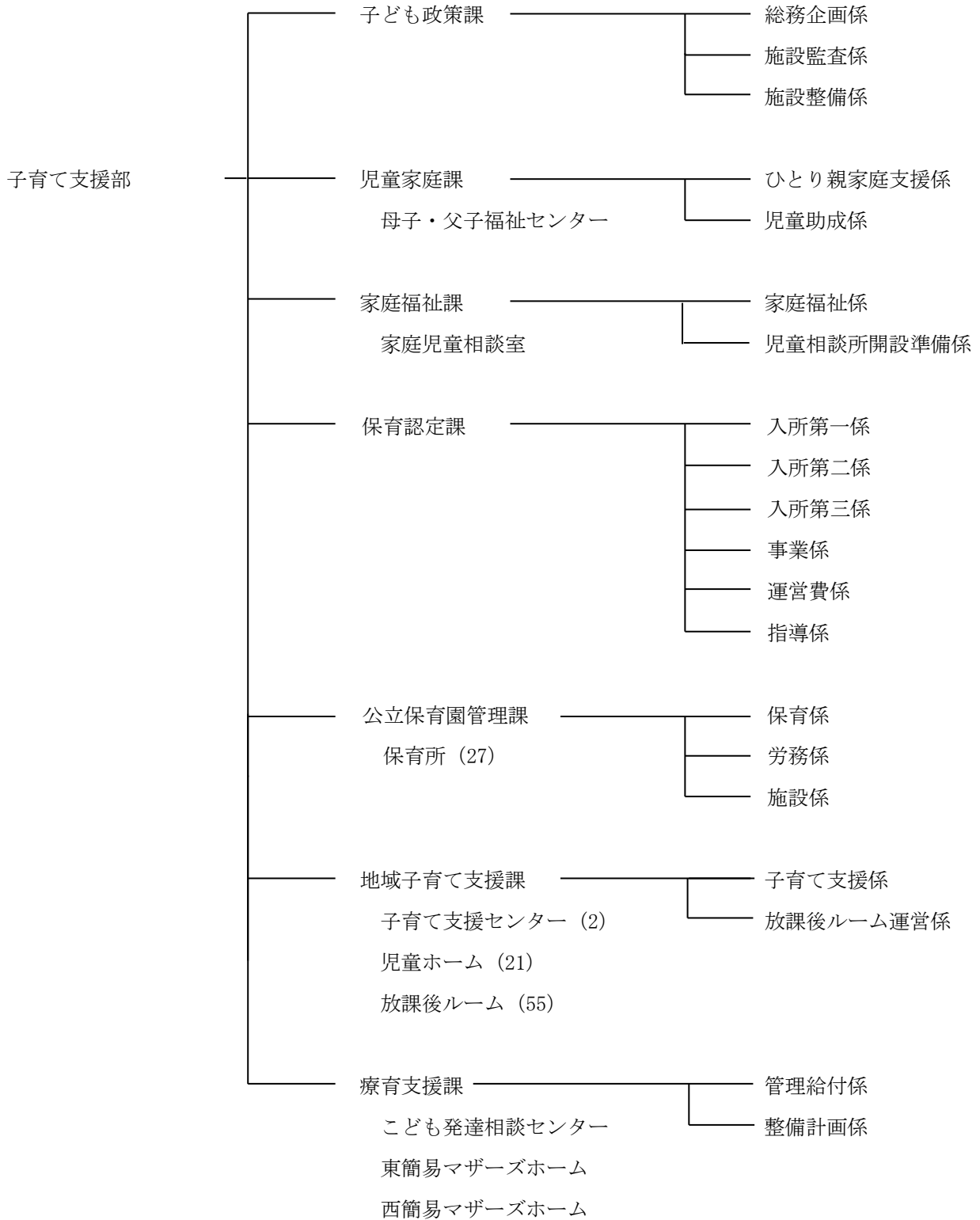


# 福祉サービス部

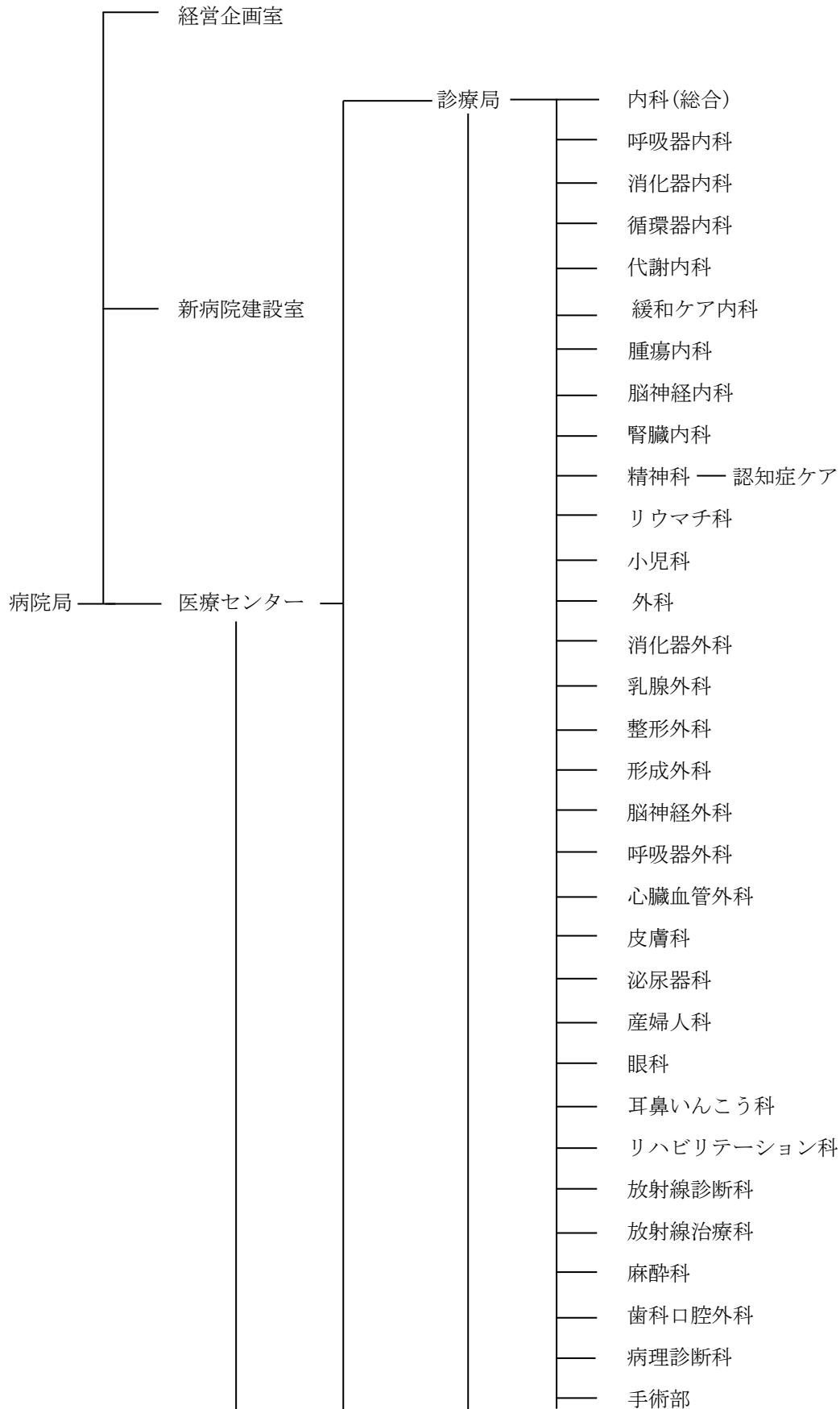
(※は指定管理者制度導入施設)

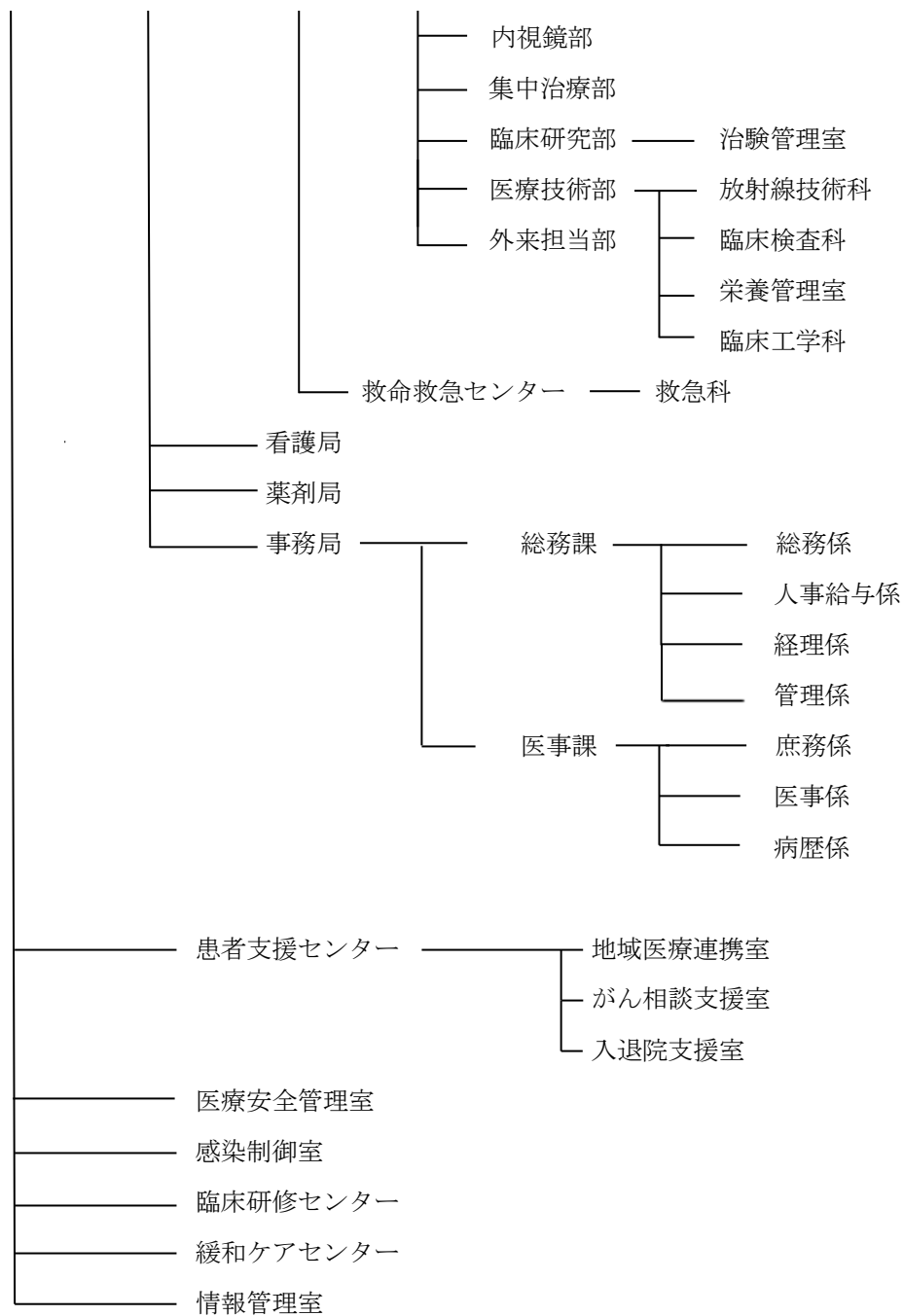


# 子育て支援部



# 病院局組織図





(サブセンター) 心臓血管センター      脳卒中センター  
 重度外傷センター      乳腺センター  
 リエゾンセンター

## 健康・高齢部各課の分掌事務

健康政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健、医療及び福祉の連携に関する施策の調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>2. 健康福祉局(以下「局」という。)内事務データの集積及び分析に関すること。</li> <li>3. 保健・医療・福祉問題懇談会に関すること。</li> <li>4. ふなばし健やかプラン21の推進に関すること。</li> <li>5. 献血事業及び献血推進協議会に関すること。</li> <li>6. 看護師の確保に関すること。</li> <li>7. 看護師等養成修学資金の貸付けに関すること。</li> <li>8. 健康医療電話相談事業に関すること。</li> <li>9. 夜間休日急病診療所に関すること。</li> <li>10. かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所に関すること。</li> <li>11. さざんか特殊歯科診療所に関すること。</li> <li>12. リハビリテーション病院に関すること。</li> <li>13. リハビリセンターに関すること。</li> <li>14. 医療公社に関すること。</li> <li>15. 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。</li> <li>16. 保健所との連絡調整に関すること。</li> <li>17. 病院局との連絡調整に関すること。</li> <li>18. 看護専門学校との連絡調整に関すること。</li> <li>19. 局の所管する事務事業の進行管理に関すること。</li> <li>20. 局内の所掌事務に係る連絡調整に関すること。</li> <li>21. 局内他の部及び部内他の課の所管に属さない事項に関すること。</li> <li>22. 局及び部の庶務に関すること。</li> </ol>
地域包括ケア推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域包括ケアシステムの構築に関すること。</li> <li>2. 地域包括ケアシステム推進本部に関すること。</li> <li>3. 船橋在宅医療ひまわりネットワークに関すること。</li> <li>4. 船橋市在宅医療支援拠点に関すること。</li> <li>5. 介護人材バンク事業に関すること。</li> <li>6. 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに関すること。</li> <li>7. 介護予防事業のケアマネジメントに関すること。</li> <li>8. 指定介護予防支援事業所の管理運営に関すること。</li> <li>9. 高齢者の虐待防止に関すること。</li> <li>10. 成年後見制度利用促進基本計画に関すること。</li> <li>11. 認知症施策の推進(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること。</li> <li>12. その他医療・介護連携(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること。</li> </ol>



<p>国保年金課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険事業の企画及び運営に関する事。</li> <li>2. 国民健康保険の証明に関する事。</li> <li>3. 国民健康保険運営協議会に関する事。</li> <li>4. 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。</li> <li>5. 保険給付に関する事。</li> <li>6. 高額療養費貸付基金に関する事。</li> <li>7. 国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関する事。</li> <li>8. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関する事。</li> <li>9. 国民健康保険料の調査及び統計に関する事。</li> <li>10. 国民健康保険料の滞納整理に関する事。</li> <li>11. 国民健康保険料の徴収嘱託及び受託に関する事。</li> <li>12. 国民健康保険事業費納付金に関する事。</li> <li>13. 老人医療費に関する事。</li> <li>14. 老人医療費の助成に関する事。</li> <li>15. 保健事業に関する事。</li> <li>16. 診療報酬の審査及び支払に関する事。</li> <li>17. 千葉県後期高齢者医療広域連合に関する事。</li> <li>18. 後期高齢者医療に関する事。</li> <li>19. 国民年金の調査及び統計に関する事。</li> <li>20. 老齢福祉年金に関する事。</li> <li>21. 国民年金手帳に関する事。</li> <li>22. 国民年金給付裁定に関する事。</li> <li>23. 拠出年金に関する事。</li> <li>24. 国民年金保険料の免除に関する事。</li> </ol>
<p>高齢者福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 老人クラブの支援に関する事。</li> <li>2. 敬老事業に関する事。</li> <li>3. 高齢者の生きがい対策事業に関する事。</li> <li>4. ゲートボール場の管理及び運営に関する事。</li> <li>5. 老人憩の家の管理及び運営に関する事。</li> <li>6. 養護老人ホームへの入所措置に関する事。</li> <li>7. 日常生活用具の給付等に関する事。</li> <li>8. 高齢者住宅整備資金の貸付け及び高齢者住宅改造費の助成に関する事。</li> <li>9. 外国人等高齢者福祉給付金の支給に関する事。</li> <li>10. ひとり暮らし高齢者等についての在宅福祉事業に関する事。</li> <li>11. 高齢者福祉タクシーに関する事。</li> <li>12. 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に関する事。</li> <li>13. 在宅高齢者の家族介護者支援事業に関する事。</li> <li>14. 訪問理美容事業に関する事。</li> <li>15. はり、きゅう、マッサージ等費用の助成に関する事。</li> <li>16. ファミリー・サポート・センター事業（介護）に関する事。</li> <li>17. 高齢者福祉施設整備及び運営の助成に関する事。</li> <li>18. ケアハウス市立船橋長寿園に関する事。</li> <li>19. 福祉サービス公社に関する事。</li> <li>20. 生きがい福祉事業団に関する事。</li> <li>21. 老人福祉センターに関する事。</li> <li>22. 市立老人デイサービスセンターに関する事。</li> <li>23. 特別養護老人ホーム朋松苑に関する事。</li> <li>24. 四市複合事務組合（特別養護老人ホーム三山園）に関する事。</li> <li>25. 福祉会館及びケア・リハビリセンターに関する事。</li> <li>26. 障害者控除対象者の認定に関する事。</li> </ol>

介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関する事。</li> <li>2. 介護保険事業の普及に関する事。</li> <li>3. 介護保険の証明に関する事。</li> <li>4. 介護保険事業運営協議会に関する事。</li> <li>5. 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。</li> <li>6. 介護給付に関する事。</li> <li>7. 予防給付に関する事。</li> <li>8. 市町村特別給付に関する事。</li> <li>9. 介護保険一部負担金に関する事。</li> <li>10. 介護認定審査会に関する事。</li> <li>11. 要介護又は要支援の認定に関する事。</li> <li>12. 介護保険料の賦課、収納及び督促に関する事。</li> <li>13. 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事。</li> <li>14. 介護保険料の調査及び統計に関する事。</li> <li>15. 介護保険料の滞納整理に関する事。</li> <li>16. その他介護保険に関する事。</li> </ol>
看護専門学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護師の養成並びに教育課程の企画及び実施に関する事。</li> <li>2. 学生の学習指導、健康管理、生活指導等に関する事。</li> <li>3. 学生の募集に関する事。</li> <li>4. 学生の入学、休学、退学及び卒業に関する事。</li> <li>5. 校舎等の管理に関する事。</li> </ol>

## 保健所各課の分掌事務

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保健 総務 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域保健思想の普及及び向上に関する事。</li> <li>2. 地域保健に係る企画調整に関する事。</li> <li>3. 地域保健に係る調査及び研究に関する事。</li> <li>4. 地域保健に係る統計情報の提供に関する事。</li> <li>5. 災害時支援対策に関する事。</li> <li>6. 健康危機管理の統括に関する事。</li> <li>7. 地域保健関係職員の育成に関する事。</li> <li>8. 学生実習指導の受入れに関する事。</li> <li>9. 地域保健推進協議会に関する事。</li> <li>10. 医薬品その他防疫資料に関する事。</li> <li>11. 保健師、助産師、看護師等の身分に関する事。</li> <li>12. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)、歯科医師法(昭和 23 年法律 202 号)及び歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)に関する事。</li> <li>13. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)及び柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に関する事。</li> <li>14. 死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)に関する事。</li> <li>15. 診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)、歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)、臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)及び視能訓練士法(昭和 46 年法律第 64 号)に関する事。</li> <li>16. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)、覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)及び薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)に関する事。</li> <li>17. 細菌検査及びウイルス検査に関する事。</li> <li>18. 臨床検査に関する事。</li> <li>19. 食品衛生検査に関する事。</li> <li>20. 環境衛生検査に関する事。</li> <li>21. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に関する事。</li> <li>22. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成 24 年法律第 90 号)に関する事。</li> <li>23. 保健福祉センターの管理に関する事。</li> <li>24. 保健所内他の課の所管に属しない事項に関する事。</li> <li>25. 保健所の庶務に関する事。</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域 保健 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく健康増進事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>2. 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく母子保健に関する事業に関する事。</li> <li>3. 母子健康手帳に関する事。</li> <li>4. 子育て世代包括支援センター事業に関する事。</li> <li>5. 乳児家庭全戸訪問事業に関する事。</li> <li>6. 不妊治療費等助成事業に関する事。</li> <li>7. 養育医療、療育医療及び自立支援医療(育成医療に限る。)に関する事。</li> <li>8. 栄養指導及び栄養保健指導に関する事。</li> <li>9. 食育推進事業に関する事。</li> <li>10. 食生活改善推進事業に関する事。</li> <li>11. 歯科保健事業に関する事。</li> <li>12. 保健センターに関する事。</li> <li>13. 調理師免許に関する事。</li> <li>14. 栄養士の身分に関する事。</li> <li>15. 地域保健及び職域保健の連携推進に関する事。</li> <li>16. 食品の表示(保健事項に限る。)に関する事。</li> <li>17. 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に関する事。</li> <li>18. 難病患者への援助金に関する事。</li> <li>19. 小児慢性特定疾病に関する事。</li> <li>20. 肝炎治療に対する医療費助成事業に関する事。</li> <li>21. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)に関する事。</li> <li>22. 原爆被爆者見舞金に関する事。</li> <li>23. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に関する事(精神障害者保健福祉手帳の交付に関することを除く。)</li> <li>24. 精神障害者社会復帰事業に関する事。</li> <li>25. 地域活動支援センターに関する事。</li> </ol>

健康づくり課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。</li> <li>2. 国民健康保険に係る保健事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>3. 健康増進法に基づく健康診査事業等(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>4. 各種がん検診に関する事。</li> <li>5. 各種検診結果の処理に関する事。</li> <li>6. 予防接種に関する事。</li> <li>7. 予防接種健康被害調査委員会に関する事。</li> <li>8. 千葉県市町村総合事務組合に関する事(住民の予防接種事故の救済措置に関する事に限る。)</li> <li>9. 介護予防事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>10. ふなばしシルバーリハビリ体操に関する事。</li> <li>11. 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関する事。</li> <li>12. 新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備に関する事。</li> </ol>
衛生指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品衛生法に関する事。</li> <li>2. 食品表示法(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>3. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事。</li> <li>4. 狂犬病予防法に関する事。</li> <li>5. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。</li> <li>6. 動物愛護指導センターに関する事。</li> <li>7. 遊泳用プールの衛生に関する事。</li> <li>8. 飲用井戸等の相談及び指導に関する事。</li> <li>9. 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法に関する事。</li> <li>10. 温泉法に関する事。</li> <li>11. 化製場等に関する法律に関する事。</li> <li>12. 水道法に関する事。</li> <li>13. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事。</li> <li>14. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事。</li> <li>15. 公衆浴場への助成及び指導に関する事。</li> <li>16. そ族昆虫の駆除及び相談に関する事。</li> <li>17. 水害時の消毒に関する事。</li> </ol>
新型コロナウイルス感染症対策保健所本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事。</li> </ol>

## 福祉サービス部各課の分掌事務

<p>地域福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域福祉の推進に関する事。</li> <li>2. 民生委員及び児童委員に関する事。</li> <li>3. 主任児童委員に関する事。</li> <li>4. 民生委員推薦会に関する事。</li> <li>5. 社会福祉協議会に関する事。</li> <li>6. 引揚者及び帰還業務に関する事。</li> <li>7. 戦傷病者、戦没者遺家族等の弔慰金に関する事。</li> <li>8. 戦没者の慰霊及び遺家族の援護に関する事。</li> <li>9. 中国残留邦人等の支援（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>10. 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</li> <li>11. 災害被災者救済に関する事。</li> <li>12. 災害見舞金及び災害弔慰金に関する事。</li> <li>13. 住宅等災害復旧資金の利子補給に関する事。</li> <li>14. 地域福祉計画に関する事。</li> <li>15. 保健と福祉の総合相談に関する事。</li> <li>16. 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関する事。</li> <li>17. 社会福祉審議会に関する事。</li> <li>18. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第21条に規定する訓練に関する事。</li> <li>19. ホームレス対策に関する事。</li> <li>20. 福祉有償運送運営協議会に関する事。</li> <li>21. 福祉ガイドコーナーに係る出張所及び関係各課との連絡調整に関する事。</li> <li>22. 部内他の課の所管に属しない事項に関する事。</li> </ol>
<p>障害福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者及び障害児（他の課の所管に属するものを除く。以下「障害者等」という。）の福祉施策の調査研究及び調整に関する事。</li> <li>2. 障害者等の福祉に係る計画に関する事。</li> <li>3. 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事。</li> <li>4. 介護給付費及び訓練等給付費に関する事。</li> <li>5. 障害者介護給付費等認定審査会に関する事。</li> <li>6. 身体障害者福祉センターに関する事。</li> <li>7. 身体障害者福祉作業所太陽に関する事。</li> <li>8. 光風みどり園に関する事。</li> <li>9. 北総育成園に関する事。</li> <li>10. 身体障害者福祉ホーム若葉に関する事。</li> <li>11. 障害者等福祉団体の活動支援に関する事。</li> <li>12. 心身障害者福祉タクシーに関する事。</li> <li>13. 障害者等に対する手当の支給に関する事。</li> <li>14. 心身障害者住宅整備資金の貸付け及び重度障害者住宅改造費の助成に関する事。</li> <li>15. 自立支援医療費の支給（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関する事。</li> <li>16. 障害者等の医療費の助成（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>17. 地域生活支援事業に関する事。</li> <li>18. 障害者施設等への整備及び運営の助成に関する事。</li> <li>19. 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関する事。</li> <li>20. 障害者の虐待防止に関する事。</li> <li>21. その他障害者等の福祉に関する事。</li> <li>22. 部の庶務に関する事。</li> </ol>

生活支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活保護法に基づく保護の決定、開始、変更及び通知に関する事。</li> <li>2. 生活保護法に基づく保護の停止、廃止及び通知に関する事。</li> <li>3. 生活保護法に基づく指導又は指示に関する事。</li> <li>4. 生活保護法に基づく相談及び助言に関する事。</li> <li>5. 生活保護法に基づく報告、調査又は検診並びに申請の却下に関する事。</li> <li>6. 生活保護法に基づく保護の方法に関する事。</li> <li>7. 生活保護法に基づく届出の受理に関する事。</li> <li>8. 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事。</li> <li>9. 生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事。</li> <li>10. 生活保護法に基づく被保護者が返還する額の決定に関する事。</li> <li>11. 生活保護法に基づく遺留金品の処分に関する事。</li> <li>12. 生活保護法に基づく申立に関する事。</li> <li>13. 生活保護法に基づく費用等徴収金の徴収に関する事。</li> <li>14. 生活保護法に基づく保護金品返還の免除に関する事。</li> <li>15. 生活保護法に基づく後見人選任の請求に関する事。</li> <li>16. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付のうち給付金に関する事。</li> <li>17. 被生活保護者に係る法外援護に関する事。</li> <li>18. 生活保護法に基づく社会福祉法人等による保護施設の設置、変更、廃止及び休止の認可及び指導等に関する事。</li> <li>19. 生活保護法に基づく指定医療機関、指定介護機関及び助産機関等の指定、指定の取消し、指導及び検査等に関する事。</li> </ol>
指導監査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉法人の設立等の認可等及び指導監査に関する事。</li> <li>2. 社会福祉連携推進法人の認定等及び指導監査に関する事。</li> <li>3. 社会福祉施設の認可等及び指導監査(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>4. 老人福祉法等に基づく届出及び指導等に関する事。</li> <li>5. 介護保険サービス事業者等の指定等及び指導監査に関する事。</li> <li>6. 指定障害福祉サービス事業者等(指定障害児通所支援事業者等を含む。)の指定等及び指導監査に関する事。</li> <li>7. 障害福祉サービス事業等(障害児通所支援事業等を含む。)の届出等に関する事。</li> <li>8. 地域生活支援事業所、地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の登録及び指導等に関する事。</li> <li>9. 生活困窮者のために無料又は低額で行う事業の届出及び指導等に関する事。</li> </ol>

## 子育て支援部各課の分掌事務

<p>子ども政策課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て支援施策の総合調整に関する事。</li> <li>2. 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</li> <li>3. 子ども・子育て会議に関する事。</li> <li>4. 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事。</li> <li>5. 待機児童対策の企画、調整及び推進に関する事。</li> <li>6. 認定こども園、保育所及び小規模保育事業の整備に関する事。</li> <li>7. 幼保連携型認定こども園、保育所及び小規模保育事業の認可等に関する事。</li> <li>8. 幼保連携型認定こども園、保育所及び小規模保育事業に対する指導監査（認可基準に係るものに限る。）に関する事。</li> <li>9. 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定等に関する事。</li> <li>10. 部内他の課の所管に属しない事項に関する事。</li> <li>11. 部の庶務に関する事。</li> </ol>
<p>児童家庭課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童手当に関する事。</li> <li>2. 子ども医療費の助成に関する事。</li> <li>3. 助産の実施及び母子保護の実施に関する事。</li> <li>4. 母子・父子福祉センターに関する事。</li> <li>5. 母子生活支援施設及び助産施設に関する事。</li> <li>6. 母子等ホームヘルパー派遣に関する事。</li> <li>7. 児童扶養手当及び遺児手当に関する事。</li> <li>8. ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事。</li> <li>9. 母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金に関する事。</li> <li>10. 小学校及び中学校入学援助金に関する事。</li> <li>11. 施設入所児措置費扶助に関する事。</li> <li>12. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事。</li> <li>13. ひとり親家庭等関係団体に関する事。</li> <li>14. ひとり親家庭等の相談及び支援に関する事。</li> <li>15. 子供の貧困対策の企画、調整及び推進に関する事。</li> </ol>
<p>家庭福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要保護児童等対策に関する事。</li> <li>2. 家庭児童相談室に関する事。</li> <li>3. 女性に対する配偶者暴力等の相談に関する事。</li> <li>4. 婦人相談員に関する事。</li> <li>5. 配偶者暴力相談支援センターに関する事。</li> <li>6. 児童相談所の整備に関する事。</li> </ol>
<p>保育認定課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育行政(他の課の所管に属するものを除く。)の企画立案に関する事。</li> <li>2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>3. 保育に係る利用調整に関する事。</li> <li>4. 特定教育・保育施設等への給付及び補助に関する事。</li> <li>5. 施設等利用費の支給(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>6. 家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の認可等に関する事。</li> <li>7. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等(他の課の所管に属するものを除く。)の確認等に関する事。</li> <li>8. 家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の指導監査に関する事。</li> <li>9. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査(運営に関する基準に係ることに限る。)に関する事。</li> <li>10. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する事。</li> <li>11. 休日保育に関する事。</li> <li>12. 一時預かり事業に関する事。</li> <li>13. 病児・病後児保育事業に関する事。</li> <li>14. 認可外保育施設に関する事。</li> <li>15. 認証保育所事業に関する事。</li> <li>16. 保育士の確保に関する事。</li> <li>17. 保育士養成修学資金の貸付けに関する事。</li> </ol>
<p>公立保育園管理課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公立保育所等の維持管理に関する事。</li> <li>2. 保育に係る指導に関する事。</li> <li>3. 家庭的保育事業(給付及び助成に関するものを除く。)に関する事。</li> <li>4. 公立保育所等の大規模修繕に関する事。</li> </ol>

地域子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域子育て支援に関する事。</li> <li>2. 子育て支援センターに関する事。</li> <li>3. ファミリー・サポート・センター事業（育児）に関する事。</li> <li>4. 児童ホームに関する事。</li> <li>5. 児童健全育成に関する事。</li> <li>6. 放課後ルームに関する事。</li> <li>7. 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> </ol>
療育支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 療育施策の企画、調査研究及び調整に関する事。</li> <li>2. 障害児福祉計画に関する事。</li> <li>3. こども発達相談センターに関する事。</li> <li>4. 簡易マザーズホームに関する事。</li> <li>5. 親子教室に関する事。</li> <li>6. 障害児通所給付費等に関する事。</li> <li>7. 障害児施設の利用契約及び請求事務に関する事。</li> <li>8. 障害児施設利用費用の助成に関する事。</li> <li>9. 障害児施設への整備及び運営の助成に関する事。</li> <li>10. その他障害児の療育及び福祉（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> </ol>



# 病院局事務分掌

病院局	経営企画室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院事業の総合的な企画及び経営に関すること。</li> <li>2. 病院事業の運営に係る総合調整及び調査研究に関すること。</li> <li>3. 病院局及び経営企画室の庶務に関すること。</li> <li>4. その他病院事業の運営の総括に関すること。</li> </ol>	
	建新病院 建設室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院の建替えに関すること。</li> </ol>	
	医療センター	診療局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 患者の診療及びその記録に関すること。</li> <li>2. 臨床的研究に関すること。</li> <li>3. 保健指導及び相談に関すること。</li> <li>4. 診断書及び療養証明書に関すること。</li> <li>5. 放射線による治療及び諸検査に関すること。</li> <li>6. リハビリテーションに関すること。</li> <li>7. 生化学、細菌、病理、生理その他の臨床検査及び採血に関すること。</li> <li>8. 消化器系の各種内視鏡検査に関すること。</li> <li>9. 臨床研修医制度に関すること。</li> <li>10. 治験に関すること。</li> <li>11. 患者等の給食に関すること。</li> <li>12. 栄養指導及び相談に関すること。</li> <li>13. 医療機械、検査機械及び器具の整理に関すること。</li> <li>14. 診療室、手術室、放射線室、機能回復訓練室、検査室、内視鏡室、集中治療室、化学療法室及び栄養相談室の管理に関すること。</li> <li>15. 物品の管理に関すること。</li> <li>16. その他医療に関すること。</li> </ol>
		救命救急センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救急患者及び重篤救急患者の診療に関すること。</li> <li>2. 救急患者及び重篤救急患者の入退院に関すること。</li> <li>3. 救急医療に係る医学研究に関すること。</li> <li>4. 高規格救急車による救急医療に関すること。</li> <li>5. 救命救急センターの管理に関すること。</li> <li>6. その他救急医療に関すること。</li> </ol>
		看護局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 患者の看護及び診療補助に関すること。</li> <li>2. 看護師の勤務指導に関すること。</li> <li>3. 看護師の教養研修に関すること。</li> <li>4. 病棟及び中央材料室の管理に関すること。</li> <li>5. 物品の管理に関すること。</li> <li>6. その他看護に関すること。</li> </ol>
	薬剤局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調剤及び製剤に関すること。</li> <li>2. 薬品の検査及び管理に関すること。</li> <li>3. 薬事の統計に関すること。</li> <li>4. 物品の管理に関すること。</li> <li>5. その他薬事に関すること。</li> </ol>	

	事務局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療センターの事業に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>2. 職員の人事、労務管理、給与、福利厚生及び研修に関すること。</li> <li>3. 医療センターの組織及び定数に関すること。</li> <li>4. 文書の収発、審査及び保存に関すること。</li> <li>5. 公印の管理に関すること。</li> <li>6. 各種調査、統計及び許認可申請に関すること。</li> <li>7. 病院関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8. 予算及び決算に関すること。</li> <li>9. 資金の管理及び運用に関すること。</li> <li>10. 現金及び有価証券の出納保管に関すること。</li> <li>11. 出納等取扱金融機関に関すること。</li> <li>12. 支払事務に関すること。</li> <li>13. 財産の取得及び処分に関すること。</li> <li>14. 物品の購入、検収及び出納に関すること。</li> <li>15. 契約事務に関すること。</li> <li>16. 医療センター及び附属施設の整備及び維持管理に関すること。</li> <li>17. 医療センター内の取締りに関すること。</li> <li>18. 共用図書に関すること。</li> <li>19. 車両の管理に関すること。</li> <li>20. 医療センター及び課の庶務に関すること。</li> </ol>
		医事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外来患者の診療受付に関すること。</li> <li>2. 診療費等の請求に関すること。</li> <li>3. 診療録の送達、整理及び保管に関すること。</li> <li>4. 診断書及び療養証明に関すること。</li> <li>5. 患者の入退院事務に関すること。</li> <li>6. 各種診療報酬の請求に関すること。</li> <li>7. 医事に関する統計及び各種報告に関すること。</li> <li>8. 課の庶務に関すること。</li> </ol>
	患者センター支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域医療の連携に関すること。</li> <li>2. 医療福祉業務に関すること。</li> <li>3. がん相談支援に関すること。</li> <li>4. その他患者等の相談に関すること。</li> <li>5. 入院支援等に関すること。</li> <li>6. クリニカルパスの推進に関すること。</li> </ol>	
	医療安全管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療センター内の医療事故に係る問題点の把握及び解決に関すること。</li> <li>2. 医療安全対策の立案及び実施に関すること。</li> <li>3. 関係部署等との連携及び協力に関すること。</li> <li>4. 各部署のセイフティマネジャーの指名に関すること。</li> <li>5. 医療安全対策の実施結果の評価に関すること。</li> <li>6. 医療安全環境の整備に関すること。</li> <li>7. 患者及びその家族と医療従事者との相互信頼及び協力関係の確立に関すること。</li> <li>8. その他医療安全管理に関すること。</li> </ol>	
	感染制御室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染予防に関すること。</li> <li>2. 感染発生時の対応に関すること。</li> <li>3. 感染対策に係る研修、啓発、広報等に関すること。</li> <li>4. その他院内感染に関する各種調査統計等に関すること。</li> </ol>	
	臨床研修センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 臨床研修医制度に関すること。</li> <li>2. 看護師の教養研修に関すること。</li> </ol>	
	緩和ケアセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門的緩和ケアの提供に関すること。</li> <li>2. 緩和ケアに係る研修会等の開催に関すること。</li> <li>3. その他緩和ケアに関すること。</li> </ol>	

	情報管理室	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 医療センターの情報システム全般の整備計画に関すること。</li><li>2. 医療情報システムの構築及び調整に関すること。</li><li>3. 医療情報システムの運用及び管理に関すること。</li><li>4. 医療情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。</li></ol>
--	-------	--

令和4年度一般会計予算の構成割合（当初予算）

(1) 歳入

(単位：千円、%)

区分	令和4年度		令和3年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 市税	102,515,300	44.5	97,909,900	46.1	4,605,400	4.7
15 地方譲与税	942,100	0.4	908,000	0.4	34,100	3.8
20 利子割交付金	57,100	0.0	65,700	0.0	△8,600	△13.1
21 配当割交付金	765,900	0.3	513,600	0.2	252,300	49.1
23 株式等譲渡所得割交付金	631,700	0.3	365,200	0.2	266,500	73.0
24 地方消費税交付金	14,432,400	6.3	13,147,700	6.2	1,284,700	9.8
25 コール場利用税交付金	3,400	0.0	3,300	0.0	100	3.0
26 法人事業税交付金	1,016,600	0.4	783,400	0.4	233,200	29.8
30 自動車取得税交付金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
31 環境性能割交付金	180,600	0.1	120,000	0.1	60,600	50.5
35 国有提供施設等 所在市助成交付金	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
37 地方特例交付金	685,300	0.3	1,605,700	0.8	△920,400	△57.3
40 地方交付税	5,660,800	2.4	4,171,100	2.0	1,489,700	35.7
45 交通安全対策特別交付金	66,700	0.0	57,700	0.0	9,000	15.6
50 分担金及び負担金	1,401,100	0.6	1,418,700	0.7	△17,600	△1.2
55 使用料及び手数料	4,647,100	2.0	4,826,300	2.3	△179,200	△3.7
60 国庫支出金	43,827,100	19.0	39,437,500	18.6	4,389,600	11.1
65 県支出金	23,196,200	10.1	18,925,000	8.9	4,271,200	22.6
70 財産収入	4,514,800	2.0	379,900	0.2	4,134,900	1,088.4
75 寄附金	1,536,700	0.7	1,350,400	0.6	186,300	13.8
80 繰入金	2,851,300	1.2	3,682,100	1.7	△830,800	△22.6
85 繰越金	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
90 諸収入	9,348,200	4.1	9,260,500	4.4	87,700	0.9
95 市債	11,659,500	5.1	12,738,200	6.0	△1,078,700	△8.5
合計	230,440,000	100.0	212,170,000	100.0	18,270,000	8.6

(2) 歳出  
目的別

(単位：千円、%)

区分	令和4年度		令和3年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 議会費	971,000	0.4	983,900	0.5	△12,900	△1.3
15 総務費	19,813,200	8.6	15,355,600	7.2	4,457,600	29.0
20 民生費	100,557,400	43.6	97,008,700	45.7	3,548,700	3.7
25 衛生費	31,532,800	13.7	26,888,200	12.7	4,644,600	17.3
30 労働費	262,800	0.1	191,100	0.1	71,700	37.5
35 農林水産業費	640,300	0.3	532,700	0.2	107,600	20.2
40 商工費	4,251,900	1.8	4,245,100	2.0	6,800	0.2
45 土木費	21,116,000	9.2	19,150,300	9.0	1,965,700	10.3
50 消防費	6,633,500	2.9	6,497,300	3.1	136,200	2.1
55 教育費	24,574,900	10.7	23,498,400	11.1	1,076,500	4.6
65 公債費	19,786,200	8.6	17,518,700	8.3	2,267,500	12.9
75 予備費	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
合計	230,440,000	100.0	212,170,000	100.0	18,270,000	8.6

# 健康福祉局各課別当初予算

## 健康・高齢部

(単位：千円)

課名	科目	4年度
健康政策課	老人福祉施設費	20,605
	保健衛生総務費	2,186,256
	予防費	7,411,592
	保健活動費	48,758
	保健施設費	431,469
	計	10,098,680
地域包括ケア推進課	社会福祉総務費	11,179
	老人福祉費	72,938
	計	84,117
国保年金課	社会福祉総務費	4,775,600
	老人福祉費	6,761,206
	国民年金費	1,180
	計	11,537,986
高齢者福祉課	社会福祉総務費	87,969
	老人福祉費	1,178,704
	老人福祉施設費	515,867
	計	1,782,540
介護保険課	社会福祉総務費	7,366,500
	老人福祉費	52,095
	計	7,418,595
看護専門学校	看護専門学校費	60,990
	計	60,990

保 健 所

(単位：千円)

課 名	科 目	4 年 度
保健総務課	保健衛生総務費	893
	予防費	2,659,792
	保健活動費	1,402
	保健所費	138,935
	計	2,801,022
地域保健課	社会福祉総務費	1,288
	障害者福祉費	194,608
	保健衛生総務費	993,360
	予防費	3,227
	保健活動費	33,645
	保健施設費	53,491
	計	1,279,619
健康づくり課	保健衛生総務費	65,197
	予防費	5,933,636
	保健活動費	1,140,515
	老人福祉費	460,012
	計	7,599,360
衛生指導課	予防費	3,066
	環境衛生費	37,241
	保健所費	6,425
	計	46,732

福 祉 サ ー ビ ス 部

(単位：千円)

課 名	科 目	4 年 度
地域福祉課	社会福祉総務費	892,882
	災害救助費	11,700
	計	904,582
障害福祉課	社会福祉総務費	768
	障害者福祉費	13,022,092
	障害者福祉施設費	220,530
	児童措置費	409,284
	計	13,652,674
生活支援課	社会福祉総務費	38,132
	生活保護総務費	90,770
	扶助費	16,616,340
	計	16,745,242
指導監査課	社会福祉総務費	5,727
	計	5,727

子育て支援部

(単位：千円)

課名	科目	4年度
子ども政策課	社会福祉総務費	517
	児童福祉総務費	135,377
	保育所費	444,523
	計	580,417
児童家庭課	児童福祉総務費	10,339
	児童措置費	12,904,998
	母子福祉費	294,120
	計	13,209,457
家庭福祉課	社会福祉総務費	406
	児童福祉総務費	34,409
	計	34,815
保育認定課	児童福祉総務費	4,192,536
	保育所費	14,299,220
	計	18,491,756
公立保育園管理課	児童福祉総務費	2,911
	保育所費	849,529
	計	852,440
地域子育て支援課	児童福祉総務費	30,248
	児童福祉施設費	393,467
	計	423,715
療育支援課	児童福祉総務費	89,894
	児童措置費	2,920,958
	児童福祉施設費	31,616
	計	3,042,468

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 国民健康保険料	10,822,000
15 国庫支出金	1,700
25 県支出金	34,910,000
33 財産収入	100
35 繰入金	4,945,400
40 繰越金	100
45 諸収入	146,700
計	50,826,000

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 総務費	816,400
15 保険給付費	34,364,000
21 国民健康保険事業費納付金	14,915,400
25 共同事業拠出金	100
30 保健事業費	537,400
35 諸支出金	92,700
40 予備費	100,000
計	50,826,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 後期高齢者医療保険料	7,365,600
15 使用料及び手数料	100
20 繰入金	1,349,700
25 繰越金	100
30 諸収入	36,500
計	8,752,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 総務費	160,400
15 後期高齢者医療広域連合納付金	8,556,100
20 諸支出金	25,500
25 予備費	10,000
計	8,752,000



## 介護保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 介護保険料	9,749,400
15 国庫支出金	10,441,800
20 支払基金交付金	12,052,000
25 県支出金	6,493,400
30 財産収入	3,600
40 繰入金	7,851,600
50 諸収入	59,200
計	46,651,000

## 介護保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 総務費	1,094,600
15 保険給付費	43,090,600
22 地域支援事業費	2,431,200
30 基金積立金	3,500
35 諸支出金	21,100
40 予備費	10,000
計	46,651,000

## 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 繰入金	2,100
20 繰越金	46,900
30 諸収入	42,000
計	91,000

## 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	91,000
15 公債費	0
20 諸支出金	0
計	91,000

## 病院事業会計当初予算

### (1) 収益の収支

#### ①収入

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 医業収益	15,785,700
2 医業外収益	2,853,900
3 特別利益	111,400
計	18,751,000

#### ②支出

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 医業費用	18,450,200
2 医業外費用	185,000
3 特別損失	85,800
4 予備費	30,000
計	18,751,000

### (2) 資本の収支

#### ①収入

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 企業債	257,000
2 補助金	0
3 負担金	500,000
4 固定資産売却代金	100
計	757,100

#### ②支出

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 建設改良費	1,029,500
2 企業債償還金	1,180,500
計	2,210,000